

グリーン住宅ポイント制度 商品交換ガイドライン 早見表

表中の赤字部分は、ガイドラインと関連した事項に関する注釈です

本表はガイドラインの各条文が定める申請者、交換商品事業者（以下「事業者」という。）、事務局の権利または責任の一部について、わかりやすく書き下したものです。あくまでガイドラインを読み解く上での補助資料ですので、実際の内容についてはガイドラインの本文を確認してください（本表よりガイドライン本文の内容が優先されます。）

表中の青字部分は、2022年2月4日付の変更点です

条文	関係する項目		
	申請者	交換商品事業者	事務局
第1条（定義）	(省略)	(省略)	(省略)
第2条（目的）	(省略)	(省略)	(省略)
第3条 （交換商品の登録と公表）	・公開された商品から交換商品を選ぶことができる。	・交換商品の要件に適合する商品のみを登録しなければならない。 ・登録された商品および掲載された商品の情報について全ての責任を負う。	・交換商品を一般に公開する。
第4条 （商品交換の申込み）	・期限（2022年2月15日。大型配送商品や工事を伴う商品は2022年1月15日）までに正しく申込みを行った場合のみ、商品交換を行うことができる。 ・期限を過ぎた場合、残ったポイントは失効する。 ・申込み時点のポイント数で商品の交換を行う。 （郵送による申込みの場合、事務局がハガキ等を受理しシステムに入力した時点） ※WEBを通じた商品交換が便利です。利用にはメールアドレスが必要です。	・交換に必要なポイント数は事務局所定の手続きに従い適宜、変更できる。	・期限を過ぎた申込みに対して対応する必要がなくなる。 ・希望商品を特定できない場合、商品交換の申込みを無効にできる。
第5条 （納品依頼）	※納品依頼以降、事業者に交換商品の発送状況等について、問い合わせを行うことができます。	・納品依頼に含まれる申請者の個人情報、当該交換商品を届けることに関連しない目的で利用してはいけない。 ※DMやメーリングリストの送付などは禁止されています。	・商品交換の申込みを受け付けた場合、2営業日以内に交換商品事業者に連携する（＝納品依頼）。 ・納品依頼の情報には、申請者の個人情報を含める。（氏名、指定配送先、連絡先、メールアドレス等） ※事務局は交換商品の発送状況等の確認にはお答えできません。
第6条 （申請者への通知）	※事業者からの通知を受け取れる環境を整えてください。	・納品依頼から3営業日以内に商品交換の申込みを受け付けたことを、メールにて申請者に通知する。（WEBを通じた申込みの場合は必須） ・交換商品の発送準備が整った場合、メールまたは電話にて申請者に対して通知しなければいけない。 ・通知の内容は、交換商品の内容、ポイント数、納品時期、発送方法、配送状況の追跡に必要な伝票番号等を含める。	
第7条 （交換商品の発送と受領）	・交換商品の速やかな受領に協力しなければならない。 ・大型配送商品、工事を伴う商品の納品について、事業者からの納品日についての協議に応じ、 最終の納品完了報告日 以前の納品日の指定をしなければならない。 ・交換商品を確認し、瑕疵等を理由に商品の交換を求める場合は、受取りから5日以内に事業者に連絡しなければならない。（隠れた瑕疵を除く）	・納品依頼から20日以内に交換商品の発送を行わなければならない。（申請者から納品日の指定を受けた場合または予め発送時期を明示している商品は除く） ・大型配送商品、工事を伴う商品への納品依頼を受けた場合、速やかに申請者に連絡し、納品日を協議しなければならない。	※交換商品の瑕疵等について、事務局は一切の責任を負いません。
第8条 （申請者の発意によるキャンセルの不可、代替商品の納品）	・商品交換の申込みの取り消し、変更、受取拒否はできない。 ・申込みを行った交換商品に在庫切れや瑕疵等があった場合、申請者と交換商品事業者は協議を行い、代替商品の納品を行うことができる。ただし、代替商品は当該交換商品事業者が登録している他の交換商品から選択することとし、金銭の授受はできない。		・事務局は、申請者と事業者の協議に一切関与しない。
第9条 （納品と納品完了報告）		・申請者の受取りから6日を過ぎた場合、交換商品の納品は完了したものとする（＝納品完了）。 ・納品完了から10日以内（2022年3月15日（ 最終の納品完了報告日 ）以前に限る。 ただし、事務局が別途日付を指定する場合を除く ）に、事務局に対して納品の報告をしなければならない。（＝納品完了報告）	・納品完了報告を受けた交換商品の代金について、精算を行う。 ※支払いスケジュールについては、『交換商品事業者 運用マニュアル』をご確認ください。
	・納品完了期限までに交換商品の納品ができない場合で申請者が第8条に定める事項に反したと事務局が認める場合は、交換商品事業者は納品完了報告を行い当該ポイント分の精算を受けることができる。この場合、交換商品事業者は30日以上または 最終の納品完了報告日 までに納品完了報告を行うことができる期日の保管期限を設定し、申請者に希望商品の受取を求める通知を行わなければならない。 ・上記期日の経過後は、申請者は当該商品分のポイントの返還および商品の納品を受けることはできない。		
第10条 （保証ルール）	・商品交換にあたり事業者の保証ルールについて確認することができる。 ※保証ルールは、本制度のホームページ（交換商品のページ）上で確認することができます。	・本事業における自社の保証ルールを定めることができる。ただし、保証ルールの定めに関わらず、商品の品質保証を自らの責任で行うことができる。	・事業者の保証ルールを一般に公開する。
第11条 （交換商品事業者の発意による代替商品への交換、納品依頼の無効化）	・事業者との代替商品等の協議に協力しなければならない。 ※居住地等の変更等があった場合、速やかに事務局に届けなければならないといけません。（申請書・同意事項）	・やむを得ない理由により期限までに納品完了報告ができない場合、申請者に連絡し、代替商品等の協議を行わなければならない。 ・事業者の責によらず、期限までに交換商品の納品完了報告が不可能である場合、当該交換商品の納品依頼の無効を事務局に申し出ることができる。 ※天候不順による季節商品のご欠品、申請者の転居による配達不能などを想定した措置です。	・事業者からの納品依頼の無効依頼が妥当な場合、商品交換の申込みを無効とし、ポイントを申請者に返還する。 ※交換期限を過ぎている場合、返還されたポイントは、ポイントの返還と同時に失効します。
第12条 （問い合わせ）	・交換商品に関連することを事業者にお問い合わせすることができる。 ・事業者の問い合わせ先が正しくない場合、事務局に問い合わせすることができる。	・申請者からの問い合わせについて対応する。	・申請者から事業者の問い合わせ先が正しくない指摘を受けた場合、事業者には是正を求めることができる。
第13条 （交換商品の登録の削除）	・本制度の趣旨・要件に合致しない不適切な交換商品を発見した場合、事務局に報告することができる。 ※上記以外については、事務局および事業者は回答する義務を負いません。	・事務局が交換商品の登録を削除し、納品依頼または納品完了報告を無効化した場合、規約に基づき支払停止や返金等を求められることがある。（規約第9条） ※登録を削除した交換商品を納品することにより支払われた代金は、事務局に返還が必要です。（規約第9条）。この場合、申請者に商品代金の請求等の費用請求はできません。	・本制度の趣旨・要件に合致しない不適切な交換商品は、登録を削除できる。また、当該交換商品の公開および商品交換の申込み受付を停止できる。 ・登録を削除した交換商品の商品交換の申込みは全て無効とし、交換に利用されたポイントは申請者に返還する。
第14条 （交換商品の責任）		・交換商品に関する全ての責任（トラブルや損害等を含む）を負う。	・事務局は、交換商品について一切の責任を負わない。
第15条（その他）	(省略)	(省略)	(省略)